要な一切の書類を管財人に交付する。リース物件の所有権移転に同意しない当該担保権者は、その責任と費用負担（リース物件の返還に要する一切の費用、リース物件を設置する前の原状に回復する費用を含む）において当該リース物件を引き上げなければならない。

2　存続しない担保権

別表６消滅担保一覧表記載の担保権および更生会社所有の物件について火災保険金請求権に設定されている質権については、更生計画認可決定時に消滅する。当該担保物件にかかる担保権者は、当該担保権が消滅したときは、当該担保権設定登記の抹消登記手続をする。当該担保権者は、管財人から書面による要請があったのち２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対して交付しなければならない。

また、質権については、当該質権者は、管財人から書面による要請があったのち２週間以内に、保管する保険証券を管財人に対して交付しなければならない。

第２節　担保権の登記費用

本章による登記および登録手続に要する費用および登録免許税等は、更生会社が負担する。

第６章　株主の権利の変更

第１節　資本金の額の減少

更生会社の資本金の額を次のとおり減少させる。

1　減少すべき資本金の額　金１億円

2　資本金の額の減少の効力発生日

資本金の額の減少の効力は、後記募集株式の払込みの日に発生するものとする。

3　資本剰余金の処理

資本金の額の減少により生じた資本剰余金については、繰越利益剰余金の損失処理に充てるものとする。

第２節　株式の取得、消却

更生計画認可決定前の発行済株式の数20万株の全部を更生計画認可決定日から１か月を経過する日の属する月の末日（その日が休日である場合には翌営業日）に無償で取得した後、すべて消却する。

第３節　募集株式の発行

更生会社は、以下のとおり、新たな払込みを受けて募集株式を発行する。

1　募集株式の内容

種類　普通株式

募集株式の数　20万株

１株の払込金額　１円

払込金額総額　金20万円

2　募集株式の払込期日

更生計画認可決定日から１か月を経過する日の属する月の末日（その日が休日である場合には翌営業日）とし、募集株式の割当を受けた者は、払込の日から株主となる。

3　増加する資本金の額　金20万円

なお、募集株式数および増加する資本の額は、裁判所の許可を得てこれを変更することができる。

4　募集株式の割当

株式会社サイベックおよび弁護士法人光明会にそれぞれ10万株を割り当てる。

第７章　弁済資金の調達方法等

1　弁済資金の調達

更生会社所有物件の賃料収入のほか、適切な時期に、裁判所の許可を得て所有不動産を売却し、売却代金を弁済原資とする。

平成25年には、グレース加美を担保とする借入金が完済するので、再度同物件でＳＰＣによる資金調達をし、更生会社に対して貸し付ける予定である。

さらに、支払時期を平成27年６月末日限りとする弁済のために、未売却不動産を担保提供する等して、裁判所の許可を得てリファイナンスを受け、弁済原資とする。

2　予想超過収益金の使途

予想された額を超える収益金の使途について更生計画の遂行上必要欠くべからざる運転資金、設備投資（修繕費等）に充てる。

3　共益債権（法48条３項を除く）と弁済方法

基準日現在の共益債権は、法第128条２項に基づく共益債権とする旨の裁判所の許可に代わる承認に基づき、平成22年９月29日以降更生手続開始決定前に新たに負担したものであり、別表11のとおりである（合計金1,427,486円、すでに支払済み）。

平成22年11月１日から更生手続終了までの間に生じる共益債権は、営業収益金その他をもって随時弁済する。

第８章　役員の選任等（省略）

第９章　争いの落着しない権利に関する措置等

更生会社における争いの落着しない権利については、管財人において和解、調停または訴訟を遂行し、早期解決を図る。和解または調停の受諾を必要とするときは、裁判所の許可を得て行う。

第10章　定款の変更（省略）

第11章　その他必要的記載事項

法167条１項６号および７号に該当する事項はない。

（別表１の１ないし別表12は省略）

大阪地方裁判所第６民事部

更生計画案議決権行使方法等

平成２２年（ミ）第１０号

東京都新宿区西新宿６丁目12番７号ストーク新宿1009号

更生会社　春日居観光開発株式会社

管財人　三森　仁

1　議決権の行使方法　書面投票

2　書面投票の投票期間　平成23年３月25日から平成23年５月25日まで

3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。

4　議決権不統一行使の通知期限　平成23年４月25日と定める。

平成23年３月25日

東京地方裁判所民事第８部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第４号

福岡市中央区大手門３丁目11番23号

再生債務者　株式会社寿石油

特別調査期間　平成23年４月13日から平成23年４月20日まで

平成23年３月23日

福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定

平成２２年（再）第１号

山口県光市室積東ノ庄15番１号

再生債務者　田中　進

1　決議に付する計画案　平成23年３月14日付け再生債務者提出の再生計画案

2　書面投票期間　平成23年４月25日まで

平成23年３月24日　山口地方裁判所周南支部

平成２０年（再）第１号

宮崎県延岡市大武町5453番地８

再生債務者　株式会社アイアン

1　決議に付する計画案　平成23年３月７日付け再生債務者提出の再生計画変更案

2　書面投票期間　平成23年４月25日まで

平成23年３月24日　宮崎地方裁判所延岡支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１号

茨城県桜川市西飯岡1312番地

再生債務者　株式会社筑波学園ゴルフ倶楽部

1　決議に付する計画案　平成23年２月14日付け再生債務者提出の再生計画案及び平成23年３月８日付け再生債権者提出の再生計画案

2　議決権の行使方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3　債権者集会

⑴　期日　平成23年４月27日午後２時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

4　書面投票期間　平成23年４月26日まで

平成23年３月25日　水戸地方裁判所民事部

平成２２年（再）第７号

愛知県東海市浅山１丁目65番地

再生債務者　株式会社ノリタケ

1　決議に付する計画案　平成23年２月28日付け再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3　債権者集会

⑴　期日　平成23年５月13日午後２時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

4　書面投票期間　平成23年５月６日まで

5　議決権不統一行使の通知期限　平成23年４月28日

平成23年３月24日

名古屋地方裁判所民事第２部